

国保
加入者へ

引き続き必要な人は、7月1日以降に申請を 限度額適用認定証

問 国民健康保険課 (0798・35・3120)

国民健康保険の「限度額適用認定証」、「限度額適用・標準負担額減額認定証」の有効期限は7月31日です。

これらの認定証が引き続き必要な人は、7月1日以降に申請をしてください。なお、保険料の滞納があると交付できない場合があります。

限度額適用認定証とは？

高額な療養を受ける場合、「限度額適用認定証」と国民健康保険被保険者証(70歳以上の人は高齢受給者証も)を医療機関等に提示すると、窓口での支払いが自己負担限度額までになります。

また、住民税非課税世帯の人は「限度額適用・標準負担額減額認定証」を提示することで、入院時の食事代も減額することができます。

▶年齢・所得に応じて、認定証の種類や自己負担限度額が異なります

70歳未満の人

所得区分(※1)	認定証の種類	1カ月当たりの自己負担限度額
ア 901万円超	限度額適用認定証	25万2600円 ・総医療費が84万2000円を超過した場合は、その超過分の1%を加算 ・多数回該当(※2)は14万100円
イ 600万円超 901万円以下		16万7400円 ・総医療費が55万8000円を超過した場合は、その超過分の1%を加算 ・多数回該当(※2)は9万3000円
ウ 210万円超 600万円以下		8万100円 ・総医療費が26万7000円を超過した場合は、その超過分の1%を加算 ・多数回該当(※2)は4万4400円
エ 210万円以下 (住民税非課税世帯を除く)	限度額適用・標準負担額減額認定証	5万7600円 ・多数回該当(※2)は4万4400円
オ 住民税非課税世帯		3万5400円 ・多数回該当(※2)は2万4600円

(※1)基礎控除後の「総所得金額等」の世帯合計。所得不明の場合は「ア」

(※2)過去12カ月以内に3回以上限度額に達した場合は、4回目から「多数回該当」となり、限度額が表記の金額に下がります

70歳以上の人

所得区分	認定証の種類	1カ月当たりの自己負担限度額
現役並み所得者	Ⅲ 課税所得 690万円以上	申請は不要です(※4) 25万2600円 ・総医療費が84万2000円を超過した場合は、その超過分の1%を加算 ・多数回該当(※2)は14万100円
	Ⅱ 課税所得 380万円以上 690万円未満	限度額適用認定証 16万7400円 ・総医療費が55万8000円を超過した場合は、その超過分の1%を加算 ・多数回該当(※2)は9万3000円
	Ⅰ 課税所得 145万円以上 380万円未満	限度額適用認定証 8万100円 ・総医療費が26万7000円を超過した場合は、その超過分の1%を加算 ・多数回該当(※2)は4万4400円
一般	申請は不要です(※4)	外来(個人ごと) 1万8000円 年間上限 14万4000円 外来+入院(世帯単位) 5万7600円 ・多数回該当(※2)は4万4400円
低所得者	Ⅱ 住民税非課税世帯(※3)	限度額適用・標準負担額減額認定証 8000円
	Ⅰ	2万4600円 1万5000円

(※3)低所得者Ⅰ…世帯の各所得から必要経費・控除(年金の所得は控除額を80万円として計算)を差し引くと0円になる人▷低所得者Ⅱ…低所得者Ⅰ以外

(※4)高齢受給者証があれば、自己負担限度額までの支払いとなるため、限度額適用認定証の手続きは必要ありません

▶新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、郵送での申請にご協力ください

受付方法

- ▷郵送…希望者に申請書を送付しますので、国民健康保険課に問合せを
- ▷来庁…国民健康保険課(市役所本庁舎1階)、各支所(各市民サービスセンターは除く)、アクタ西宮ステーション
- ※認定証は国民健康保険課では即日交付、それ以外では後日郵送します

手続きに必要なもの

- ▷認定証が必要な人の国民健康保険被保険者証
- ▷手続きする人の本人確認書類…免許証、マイナンバーカードなど
- ▷世帯主と認定証が必要な人のマイナンバー(個人番号)が分かるもの
- ▷≪手続きする人が世帯主や同一世帯員でない場合≫
代理権が確認できる書類…世帯主の保険証や委任状など



後期高齢者医療制度に加入している人は
申請不要の場合があります

すでに認定証を持っており、8月以降も引き続き対象となる人には、7月中旬に新しい認定証を送付しますので、申請は不要です。新しく認定証が必要な人は高齢者医療保険課(0798・35・3192)へ。

国民年金のお知らせ

問 医療年金課 (0798・35・3124)

受付は 7/1から 経済的な理由などで納付が困難な人へ 保険料の免除・納付猶予

経済的な理由や失業などで国民年金保険料の納付が困難なときは、免除・納付猶予の制度があります(所得制限等一定の要件あり)。

令和2(2020)年度(2年7月分～3年6月分)の申請受付は7月1日からです。

- ▷申請免除…所得に応じて、全部または一部を免除
所得審査の対象：本人・配偶者・世帯主
- ▷納付猶予…50歳未満の人を対象に、所得に応じて、全額の納付を猶予
所得審査の対象：本人・配偶者
- ※過去2年以内はさかのぼって申請可。免除・猶予された期間分は、定額納付した場合と比べて、老齢基礎年金額が減額

受付方法 ※新型コロナの感染拡大防止のため、郵送での申請にご協力を

- ▷郵送…医療年金課に問合せを
- ▷来庁…医療年金課(市役所本庁舎1階)、各支所・市民サービスセンター、アクタ西宮ステーション

手続きに必要なもの

- ▷年金手帳 ▷認め印
- ▷≪退職による所得審査の特例を使う場合≫
離職の事実を証明できる公的機関の証明書(雇用保険被保険者離職票、雇用保険受給資格者証など)
- ※新型コロナウイルス感染症の影響による特例については、市のホームページ(ページ番号：96607920)で確認を

制度上の理由で国民年金に加入できなかった人へ 外国人等高齢者・障害者 特別給付金

国民年金制度発足時、在日外国人や長期間海外に滞在していた日本人は、国民年金に加入することができませんでした。

市は、このような制度上の理由により老齢基礎年金、障害基礎年金などを受給できない外国人等の高齢者(※1)や障害者(※2)を対象に「外国人等高齢者・障害者特別給付金」を支給しています。

- (※1)大正15年(1926年)4月1日以前に生まれた人
- (※2)障害の原因となった病気やけがの初診日が、昭和57年(1982年)より前の場合など。65歳に達する日の前日までに請求する必要あり

公文書公開・自己情報開示請求 令和元年度は1417件

令和元(2019)年度中の情報公開制度と個人情報保護制度の利用状況をまとめました。両制度は、一定の制限がありますが、「市民参加による開かれた市政」を推進するため、市の公文書を請求に応じて公開したり、市が保有する個人情報を本人が確認・訂正することができるものです。

両制度に伴う請求件数の合計は1417件(前年度1409件)でした。詳しくは市のホームページ(ページ番号：73891225)に掲載しています。

問 情報公開課 (0798・35・3774)